



議案第四十二号

第二次農業構造改善事業岩本地区暗渠排水事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十四年三月十日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾四年参月廿三日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

一	事業の名称及び工事名	第二次農業構造改善事業暗渠排水事業 岩本地区暗渠排水工事
二	施行場所	東伯郡三朝町大字西小鹿及び西尾地内
三	工事の概要	暗渠排水 七セヘクタール 用水路 三〇〇メートル
四	事業費	一三二三、〇〇〇円
五	事業の実施方法	請負
六	工事の時期	昭和五十四年度